

令和 9 年度

食品健康影響評価技術研究

公 募 要 領

この公募は、令和 9 年度に委託研究を速やかに開始していただくために、令和 9 年度予算成立前に行うものです。このため、予算の成立状況によっては種々の変更が生じ得ることを承知願います。

令和 8 年 8 月

内閣府

食品安全委員会事務局

目 次

はじめに	1
第 1 公募課題	2
第 2 応募方法	2
1 応募受付期間	
2 応募資格等	
3 応募書類の作成・提出	
第 3 研究の対象課題の選定	4
1 スケジュール	
2 審査の方法及び手順	
第 4 委託契約の締結等	5
1 契約方式	
2 契約に必要な書類	
3 委託費の範囲	
第 5 研究成果の評価と取扱い	6
1 中間評価	
2 事後評価等	
3 研究成果の取扱い	
第 6 その他	6
1 委託費の不正使用	
2 研究活動の不正行為防止のための対応	
3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法及び措置	
4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	
5 個人情報の取扱い	
6 e-Rad からの内閣府への情報提供	
7 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進	
8 研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等	
9 直接経費からの主任研究者の人件費の支出	
10 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出	
11 博士課程学生の処遇の改善	
12 健康危害情報の通報	
13 研究者情報の researchmap への登録	
14 法令・指針等の遵守	
15 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載	
別紙 1 食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題 （令和 9 年度）	13
別紙 2 評価項目及び評価基準	17
別紙 3 e-Rad による応募について	19
別紙様式 1 研究計画調書	22
別紙様式 2 応募内容ファイル	26
別紙様式 3 「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」の応募者用様式	37

令和 9 年度食品健康影響評価技術研究公募要領

はじめに

食品安全委員会は、食品中に含まれるハザードを摂取することによって、どのくらいの確率でどの程度健康に悪影響を及ぼすかについて、科学的にリスク評価（食品健康影響評価）※¹を行っています。このリスク評価の実施又は評価方法のガイドライン等※²の策定に必要なデータ、知見等を得ることを目的として、委託研究事業「食品健康影響評価技術研究」（以下「委託研究」という。）を実施しています。

委託研究の実施に当たっては、今後 5 年間に食品安全委員会において推進すべき研究・調査の目標及びその達成に向けた方策（道筋）を明示した「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」（平成 22 年 12 月 16 日 食品安全委員会決定、最終改正：令和 6 年 6 月 25 日）※³を踏まえ、「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和 9 年度）」（令和 8 年 7 月 21 日 食品安全委員会決定）を定めました（別紙 1）。ここに掲げる研究課題について、令和 8 年 10 月 6 日まで公募します。

※ 1 リスク評価（食品健康影響評価）

https://www.fsc.go.jp/yougoshu/kensaku_hyouka.html

※ 2 リスク評価結果、策定したガイドライン

<https://www.fsc.go.jp/hyouka/>

※ 3 「食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）」

（平成 22 年 12 月 16 日 食品安全委員会決定、最終改正：令和 6 年 6 月 25 日）

https://www.fsc.go.jp/chousa/roadmap.data/kitei_r6_roadmap.pdf

第1 公募課題

公募する研究課題	研究期間	1 課題あたりの委託費の規模 (間接経費を含む。)	採択予定 課題数
「食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和9年度）」 (別紙1)のうち、 <u>研究事業</u>	原則2年以内 (令和9年度～ 令和10年度)	・ <i>in vivo</i> 、 <i>in vitro</i> の実験を 伴う研究 (wet) 年間 1,000 万円～1,500 万円程度	4～8 課題
		・ 上記以外の研究 (dry) 年間 500 万円～750 万円程度	
		・ 食品健康影響評価を担う 若手専門家の育成枠 年間 200～300 万円程度	1～2 課題

(注1) 応募する研究課題の内容が重複する場合は、採択されないので御注意ください。

(研究課題一覧：https://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu_ichiran.html)

(注2) 採択が決定した研究課題については、研究計画の内容により申請額の査定を行った上で配分額を決定するため、申請額から減額される場合があります。

(注3) 研究期間は原則2年以内ですが、研究の内容によっては3年を認めることがあります（「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」は除く。）。この場合は、2年で完了できない具体的な理由を応募書類（別紙様式2の「2 研究計画・方法」）に明記してください。なお、中間評価の結果によっては、翌年度への研究継続が認められない場合があります（契約は年度ごとに行います。）。

(注4) 応募に際しては、別紙2に記載されている事前評価の評価項目及び評価基準を踏まえ又は合致するように研究計画を組み立ててください。

(注5) 「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」の研究課題については、食品安全委員会委員が担当となり、研究期間中の研究班会議への出席、ヒアリング等を通じ必要な指導・助言等を行うことにより、研究全体の進捗管理を行います。

(注6) 「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」とその他の優先実施課題の研究課題へ重複して応募することは認められません。

第2 応募方法

1 応募受付期間

令和8年8月10日（月）15時00分から

令和8年10月6日（火）17時00分まで（時間厳守）

2 応募資格等

(1) 応募者の資格要件

応募資格を有する者は、国内の研究機関（大学、試験研究機関等をいう。以下同じ。）に属し、当該応募に係る研究課題について、実施計画の策定及び成果の取りまとめなどの責任を担う能力を有する研究者（以下「主任研究者」という。）とします。国の施設等機関に所属する研究者にあっては、分任支出負担行為担当官である食品安全委員会事務局長（以下「事務局長」という。）と委託契約を締結することができる者であり、かつ、委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する機関の長に委任することができる

者に限ります。

(2) 研究体制等

本委託研究は、単独で応募することも、複数の研究機関からなる研究グループを構成して応募することもできます。研究グループによる研究の場合は、研究課題の一部の研究項目を分担して行う研究者（以下「分担研究者」という。）をメンバーとする理由及び役割分担（責任を担う研究項目とその内容）を明確にしてください。同一の研究機関の研究者を分担研究者とする場合は、その理由（研究項目及び所属が異なり経理を分ける必要がある等）を明確にしてください。

また、研究課題の遂行のために専門知識や資源提供等の協力をする者（以下「研究協力者」という。）、同一の研究機関に所属し研究に参加する者（以下「研究参加者」という。）を含めた参加者リストを作成し、どのように役割分担又は連携して委託研究を実施していくのかを体制図（様式自由）にわかりやすくまとめてください。

(3) 若手研究者の資格要件

「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」に応募する主任研究者は、若手研究者*である必要があります。なお、若手研究者に該当しない者は、委託費の配分を受けない研究協力者となることは可能ですが、分担研究者として委託費の配分を受けることはできません。

※若手研究者：令和9年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者（昭和62年4月2日以降に生まれた者）、女性の場合は満43歳未満の者（昭和59年4月2日以降に生まれた者）、又は博士号取得後10年未満の者。ただし、男女を問わず産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができる。）

3 応募書類の作成・提出

(1) 応募書類様式及び入手方法

応募書類は、別紙様式1の「研究計画調書」及び別紙様式2の「応募内容ファイル」とします。「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」に応募する場合は、別紙様式1及び別紙様式2に加え、別紙様式3の「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」の応募者用様式」を提出してください。各様式は、食品安全委員会ウェブサイト（以下URL）からダウンロードしてください。

https://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu_koubo/kenkyu_r9_kouboyouryou.html

(2) 応募書類の作成方法

各様式の書類作成に当たっては、別途お示しする記載例を参照するとともに、以下の事項に注意してください。

- ① 応募書類は、原則として日本語で作成してください。
- ② 字数制限や枚数制限を定めている様式については、制限を守ってください。
- ③ 応募書類は、下中央に通しページ番号を付記してください。
- ④ 応募書類の作成はカラーでも可としますが、白黒コピーをした場合でも内容が理解できるように作成してください。

(3) 応募書類の提出方法

応募書類（別紙様式1及び別紙様式2）（「食品健康影響評価を担う若手専門家の育

成枠」については、別紙様式1、別紙様式2及び別紙様式3）はそれぞれ PDF 変換し、1つの PDF ファイルにまとめた上で、府省共通研究開発管理システム（以下「e-Rad」という。システム利用時の留意事項等は別紙3参照。）にアップロードして提出してください。なお、応募書類の紙媒体での提出は不要とします。

<注意事項>

- ・e-Rad では、入力途中であっても受付時間を過ぎると申請ができなくなりますので、時間に余裕を持って応募してください。
- ・e-Rad により提出された応募書類又は e-Rad の入力内容に不備がある場合、応募を受理できないことがあります。
- ・応募受付後約1週間は、当該書類の内容について確認等の連絡を行うことがありますので、主任研究者は連絡が取れるようにしてください。
- ・受付期間終了後の応募書類の差し替えは一切できません。

第3 研究の対象課題の選定

1 スケジュール

- (1) 書面審査 令和8年10月～11月
- (2) ヒアリング審査 令和9年1月（必要と判断された場合に実施する）
- (3) 採択課題の決定 令和9年3月上旬
- (4) 委託契約の締結 令和9年4月1日又は予算成立日のいずれか遅い日付

2 審査の方法及び手順

(1) 採択候補研究課題の選定

研究・調査企画会議事前・中間評価部会において、「事前評価の『評価項目及び評価基準』」（別紙2）に基づき、以下の審査を実施し、採択候補研究課題を選定します。

- ① 書面審査
提出された応募書類について書面審査を実施します。
- ② ヒアリング審査
書面審査の結果を踏まえ必要と判断された場合に、応募課題の主任研究者に対してヒアリング審査を実施します（令和9年1月を予定）。
事務局長は、ヒアリング審査の日程等を、対象となる課題に係る主任研究者に令和8年12月末までに通知します。

（注）次のいずれかに該当する場合は審査の対象から除外される場合があります。

- ① 申請された研究の内容が、リスク管理を主体とするものである場合
- ② 申請された研究の内容が、単に既製の設備備品の購入を目的とするものである場合
- ③ 他の経費で措置されるのがふさわしい設備備品等の調達に必要な経費を、本事業の経費により賄うことを想定している場合
- ④ 同一課題名又は内容で、既に競争的研究費その他の研究費（国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの。以下同じ。）を受けている場合、又は採択が決定している場合
- ⑤ 類似性の高い研究で既に競争的研究費その他の研究費を受けている場合、又は採択が決定している場合であって、提案課題との役割分担や仕分けが応募書類に明確に記載されていないとき

(2) 採択課題の決定

研究・調査企画会議事前・中間評価部会で選定された採択候補研究課題について、食品安全委員会において審議し、採択課題を決定します（令和9年3月上旬）。

（３）研究課題の採否の通知

事務局長は、全ての応募者（主任研究者）に対して、研究課題の採否の結果を通知します。また、採択された研究課題については、主任研究者氏名・所属機関、研究の概要、事前評価結果を食品安全委員会ウェブサイトで公表します。不採択の研究課題については、その内容を公表しません。

なお、電話等による審査状況・採否に関する問い合わせには一切回答できません。

第４ 委託契約の締結等

１ 契約方式

主任研究者に過度の負担を課す可能性があること及び分担研究者も委託費の管理に相応の責任を負うべきという観点から、研究グループを構成して委託研究を実施する場合には、分担研究者も委託費を受け自ら資金管理を行うこととし、連名契約を締結しています。主任研究者は、分担研究者と十分に連絡を取り、委託費について責任を持って管理する者を決めた上で、研究計画書を作成してください。

採択決定後、国以外の研究機関（大学、独立行政法人等）に所属する主任研究者及び分担研究者については、当該研究者の所属機関の長と事務局長との間で委託契約を締結します。また、国の施設等機関に所属する主任研究者及び分担研究者については、当該研究者が直接事務局長と委託契約を締結し、研究委託費の管理及び経理に係る事務をその所属する機関の長に委任していただきます。

したがって、いずれにおいても、以後の経理事務については所属する機関が責任を持って管理することになるため、応募の際にはあらかじめ所属機関の経理事務担当者との連絡調整を十分に行ってください。なお、国の会計年度の原則に従い、単年度の委託契約を締結することになります。

２ 契約に必要な書類

採択決定の通知後、委託研究実施計画書等の食品安全委員会事務局（以下「事務局」という。）が指示する書類を作成の上御提出いただきます。なお、書類の様式については、「食品健康影響評価技術研究事務処理マニュアル（令和8年3月改訂）」（以下「事務処理マニュアル」という。）を御確認ください。

https://www.fsc.go.jp/chousa/kitei/kenkyu_jimusyori_manual_202603.html

３ 委託費の範囲

本研究では、「競争的研究費における各種事務手続き等に係る統一ルールについて」（令和3年3月5日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、以下のとおり費目を設定しています。各費目の具体的な支出の例示は、事務処理マニュアルを御確認ください。

	大項目	中項目
直接経費	物品費	設備備品費
		消耗品費
	人件費・謝金	人件費
		謝金
	旅費	旅費
	その他	外注費

		印刷製本費
		会議費
		通信運搬費
		光熱水料
		その他(諸経費)
		消費税相当額
間接経費		
再委託費		

第5 研究成果の評価と取扱い

1 中間評価

実施期間中の研究課題については、研究・調査企画会議事前・中間評価部会が別紙2「中間評価の『評価項目及び評価基準』」に基づき、研究継続の要否、研究計画の見直し等について中間評価（書面及びヒアリング審査）を実施します。評価結果は、食品安全委員会に報告し、公表します。

2 事後評価等

実施期間が終了した研究課題については、研究・調査企画会議事後評価部会が別紙2「事後評価の『評価項目及び評価基準』」に基づき、研究成果について事後評価（書面及びヒアリング審査）を実施します。評価結果は、食品安全委員会に報告し、公表します。

また、研究終了から一定期間終了後に、食品健康影響評価等への活用や論文掲載等について追跡評価を行っています。研究者は、事務局からの求めに応じて、論文掲載や学会発表等について報告をしてください。

3 研究成果の取扱い

研究成果報告書は食品安全委員会ウェブサイト公表します。また、研究成果発表会を開催しますので、発表の対象となった研究課題の研究者は、契約期間にかかわらず成果発表に協力してください。

第6 その他

1 委託費の不正使用

(1) 不正使用防止に向けた取り組み

委託費の不正使用又は不正受給（以下「不正使用等」という。）に係る取扱いについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年9月17日内閣府食品安全委員会事務局長決定。以下「管理・監査ガイドライン」という。）※1を策定しています。

委託研究の実施に当たっては、研究者及び研究機関は管理・監査ガイドラインに基づき、委託費の管理・監査体制の整備を行い、委託費を適正に執行する必要があります。主任研究者及び分担研究者の所属する研究機関は、研究課題の採択が決定後、速やかに「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。様式は事務処理マニュアルに掲載。）を事務局に提出してください。

令和8年4月1日以降、文部科学省宛にチェックリスト（令和8年度版）を提出済みの場合は、そのチェックリストをそのまま提出しても差し支えありません。

※1

https://www.fsc.go.jp/chousa/kitei_index.data/kitei_kenkyu_guideline_r8_0225.p

(2) 委託費の不正使用等が行われた場合の措置

委託研究において不正使用等を行ったために、委託費等の全部又は一部を返還した研究者及びこれに共謀した研究者については、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成 17 年 9 月 9 日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、以下のとおり、当該委託費を返還した年度の翌年度以降、一定期間応募を制限します。

- ① 不正使用（故意若しくは重大な過失による競争的研究費等の他の用途への使用又は競争的研究費等の交付決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。）を行った研究者及びそれに共謀した研究者については、不正の程度により、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降 1～10 年間。
- ② 偽りその他不正な手段により競争的資金等を受給した研究者及びそれに共謀した研究者については、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降 5 年間。
- ③ 不正使用等に直接関与していないが、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務（以下「善管注意義務」という。）に違反した研究者については、原則、委託費を返還した年度の翌年度以降 1 又は 2 年間。

委託費の不正使用等を行ったため、委託費の全部又は一部の返還措置が採られた場合、当該不正使用等の概要（不正使用等をした研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、講じられた措置の内容等）を、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に提供します。このことにより、他の競争的研究費においても応募が制限される場合があります。

2 研究活動の不正行為防止のための対応

(1) 不正行為防止に向けた取組

研究不正行為等を未然に防止するため、「研究活動における不正行為への対応指針」（平成 29 年 7 月 3 日内閣府食品安全委員会事務局長決定）^{*2}を策定しています。研究者及び研究機関は、本指針に基づき、研究者倫理の向上や必要な体制（研究不正行為に関する受付窓口の設置、研究不正行為の調査体制等）の整備等を行ってください。

※2 https://www.fsc.go.jp/chousa/kitei_index.data/fusei_shishin.pdf

また、本指針において、契約時に、研究倫理教育について確認することとしており、委託研究に参画する研究者は、以下の研究倫理教育プログラムのいずれかを履修し、研究機関は、研究課題の採択決定後、その履修状況を速やかに報告してください（様式は事務処理マニュアルに掲載）。なお、再委託先の履修対象者については、委託元である研究機関で取りまとめて報告してください。

<履修プログラム>

- ・APRIN e ラーニングプログラム（CITI Japan）
<https://www.aprin.or.jp/citijapan>
- ・「科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－」
（日本学術振興会「科学の健全な発展のために」編集委員会）
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>
- ・その他、研究機関が上記と内容的に同等と判断したプログラム

(2) 不正行為への対応

不正行為があったと認定された研究機関に対し、委託費の一部又は全部の返還を求める場合があります。また、不正行為に関与した者及び不正行為に関与したとまでは認定

されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者に対し、以下のとおり、一定期間、応募を制限する場合があります。

- ① 不正行為に関与した者については、その不正行為の程度により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降2～10年間
- ② 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があるとされた者については、その不正行為の程度により、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降1～3年間

なお、上記の措置の対象となった者の氏名・所属、不正行為の内容、当該措置の内容、等を公表するとともに、他府省を含む他の競争的研究費の担当課に当該研究不正の概要（研究機関等における調査結果の概要、不正行為に関与した者の氏名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、講じられた措置の内容等）を提供しますので、他の事業等においても応募が制限される場合があります。

3 不合理な重複及び過度の集中の排除の方法及び措置

不合理な重複及び過度の集中の排除を行う観点から、「競争的研究費の適正な執行に関する指針」（平成17年9月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ。以下「指針」という。）に基づき、応募時に、以下の情報を提供していただきます。

（1）現在の他府省含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況、現在の全ての所属機関・役職に関する情報の提供

主任研究者及び分担研究者について、現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況（制度名、研究課題、実施期間、予算額、エフォート等）（以下「研究費に関する情報」という。）や、現在の全ての所属機関・役職（兼業や、外国の人材登用プログラムへの参加、雇用契約のない名誉教授等を含む。）に関する情報（以下「所属機関・役職に関する情報」という。）を応募書類やe-Radに記載いただきます。

応募書類やe-Radに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分（以下「研究課題の不採択等」という。）を行う場合があります。

不合理な重複及び過度の集中の排除の確認のため、e-Radを活用して応募内容の一部（研究開発課題名、研究者名、研究機関名、研究概要等）を競争的研究費の担当課間で共有します。これらの情報に基づき、競争的研究費等の不合理な重複及び過度の集中があった場合は、研究課題の不採択等を行う場合があります。

（2）自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報の提供

寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援（※）を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき所属機関に適切に報告している旨の誓約を求めます。誓約に反し適切な報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択等を行う場合があります。

応募の研究課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、誓約に加えて、所属機関に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。

（※）無償で研究施設・設備・機器等の物品の提供や役務提供を受ける場合を含む。

4 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、競争的研究費の不合理な重複及び過度の集中を排除し、研究活動に係る透明性を確保しつつ、エフォートを適切に確保できるかを確認しておりますが、それに加え、所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがあります。

5 個人情報の取扱い

本制度に係る応募書類及び e-Rad に登録された個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第58号）を遵守し、適切に取り扱います。また、登録された情報は、事前・中間・事後評価の実施、採否通知、採択後の契約手続等、業務のために利用します。

なお、採択された研究課題の情報（研究課題名、研究概要、研究者名、所属機関名、研究実施期間等）は、食品安全委員会ウェブサイトで公開します。以上のことをあらかじめ御了知の上、応募書類の作成をお願いします。

6 e-Rad からの内閣府への情報提供

第5期科学技術基本計画（平成28年1月閣議決定）においては、客観的根拠に基づく科学技術イノベーション政策を推進するため、公募型資金について、e-Rad への登録の徹底を図って評価・分析を行うこととされており、e-Rad に登録された情報は、国の資金による研究開発の適切な評価、効果的・効率的な総合戦略、資源配分方針等の企画立案等に活用されます。

これを受けて、総合科学技術・イノベーション会議及び関係府省では、公募型研究費制度のインプットに対するアウトプット、アウトカム情報を紐付けるため、論文・特許等の成果情報や会計実績の e-Rad での登録を徹底することとしています。

このため、採択された課題に係る各年度の研究成果情報・会計実績情報について、e-Rad での入力をお願いします。研究成果情報・会計実績情報を含め、マクロ分析に必要な情報が内閣府に提供されることになります。

7 男女共同参画及び人材育成に関する取組の促進

「科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」や「男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）」、「Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ（令和4年6月2日総合科学技術・イノベーション会議決定）」、「男女共同参画や人材育成の視点に立った競争的研究費制度の整備に係る共通指針について」（令和5年2月8日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）において、出産・育児・介護等のライフイベントが生じても男女双方の研究活

動を継続しやすい研究環境の整備や、優秀な女性研究者のプロジェクト責任者への登用の促進等を図ることとしています。

また、性差が考慮されるべき研究や開発プロセスで性差が考慮されないと、社会実装の段階で不適切な影響を及ぼすおそれもあるため、体格や身体の構造と機能の違いなど、性差を適切に考慮した研究・技術開発を実施していくことが求められています。

これらを踏まえ、委託研究においても、性差が適切に考慮されるようにするとともに、女性研究者の活躍促進や将来、科学技術を担う人材の裾野の拡大に向けた取組等に配慮していくこととします。

8 研究課題の実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等

研究課題の実施のために雇用される若手研究者について、本研究事業から人件費を支出しつつ、研究に従事するエフォートの一部を、自発的な研究活動や研究・マネジメント能力の向上に資する活動に充当することが可能です。

委託費の支出を計画している場合は、別紙様式2の「7 研究経費の費目別内訳」に記載してください。詳細や手続きについては、事務処理マニュアルをご確認ください。

9 直接経費からの主任研究者の人件費の支出

主任研究者の人件費の支出に当たっては、「競争的研究費の直接経費から研究代表者（PI）の人件費の支出について」（令和2年10月9日競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、研究活動に従事するエフォートに応じ、一定の条件を満たした所属研究機関に所属するPI本人の希望により、直接経費から人件費を支出することが可能です。

委託費の支出を計画している場合は、別紙様式2の「7 研究経費の費目別内訳」に記載するとともに、適正執行のための体制整備状況、学内規程及び活用方針を応募書類とともに提出してください。詳細や手続きについては、事務処理マニュアルをご確認ください。

10 研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）の支出

「競争的研究費の直接経費から研究以外の業務の代行に係る経費を支出可能とする見直し（バイアウト制度の導入）について」（令和2年10月9日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）に基づき、委託研究に専念できる時間を拡充するために、主任研究者本人の希望により研究機関と合意することで、その者が所属研究機関において担っている業務のうち、研究以外の業務の代行に係る経費（バイアウト経費）を支出することが可能です。

委託費の支出を計画している場合は、別紙様式2の「7 研究経費の費目別内訳」に記載してください。詳細や手続きについては、事務処理マニュアルをご確認ください。

11 博士課程学生の処遇の改善

「第7期科学技術・イノベーション基本計画」（令和8年3月27日閣議決定）において、社会の多様な場で活躍することができる博士人材の更なる輩出と活躍促進は急務とされ、「多様な財源を活用した博士後期課程学生への給与の支給により研究者としての雇用を進める」等とされています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質

や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA（リサーチ・アシスタント）を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RAに適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本制度において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、民間や海外研究機関と比較して魅力的な処遇・待遇になるよう留意しつつ、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。

委託費の支出を計画している場合は、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、別紙様式2の「7 研究経費の費目別内訳」に記載してください。

（留意点）

- ・第6期科学技術・イノベーション基本計画では「博士後期課程学生が受給する生活費相当額は年間 180 万円以上としている」とともに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する「特別研究員（DC）並みの年間 240 万円程度の受給者を大幅に拡充する」等と明記していましたが、第7期科学技術・イノベーション基本計画においては生活費相当額に係る基準額を明記しておらず、また、特別研究員（DC）においては、第6期科学技術・イノベーション基本計画に明記されていた基準額を超える額となっています（令和8年度新規採用者から年間270万円程度（最終年度の在籍者に対する特別手当を含めると年間310万円程度））。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000 円から 2,500 円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。
- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にてご判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありませんが、民間や海外研究機関と比較して魅力的な処遇・待遇になるよう留意しつつ、支給額を決めてください。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

12 健康危害情報の通報

食品安全委員会では、「食品安全委員会緊急時対応基本指針」（平成 17 年 4 月 21 日食品安全委員会決定）において、食品に関する緊急事態等への対応を規定しており、その対応の中で、平時から食品に関する国内外の危害情報の収集、分析を行っています。この一環として、国民の生命、健康に重大な影響を及ぼす情報（以下「健康危害情報」という。）については、食品健康影響評価技術研究に参画する研究者からも広く情報収集を行うこととしています。

研究の過程において、健康危害情報を把握したときは、速やかに事務局まで報告してください。

なお、提供いただいた健康危害情報については、食品安全委員会において他の情報も併せて評価した上で必要な対応を検討するものであり、情報提供に伴う責任が研究者に生じるものではありません。

13 研究者情報の researchmap への登録

国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する researchmap は、日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、researchmap は、e-Rad や多くの大学の教員

データベースとも連携しており、登録した情報を他のシステムでも利用することができるため、研究者の方々が様々な申請書やデータベースに何度も同じ業績を登録する必要がなくなります。

researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計的利用目的でも有効活用されているので、本研究に応募する研究者は、researchmap (<https://researchmap.jp/>) に登録いただきますよう御協力をお願いします。

14 法令・指針等の遵守

本要領に記載するもののほか、研究に関して関係法令・指針等に違反した場合には、当該関係法令等に基づく処分又は罰則の対象となるほか、採択の取消し、契約解除その他の措置を講ずることがあります。

研究者及び研究機関は、研究計画に相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報の取扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究、海外への技術漏洩への対処を必要とする研究、動物実験を必要とする研究などが含まれている場合には、法令等に基づく手続を適正に実施していただく必要があります。

15 論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載

「論文謝辞等における研究費に係る体系的番号の記載について」（令和2年1月14日付け競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）により、各府省の研究開発関連事業については、各事業と論文を適切に紐づけて研究成果・研究動向等との関係を明らかにし、エビデンスベースの各事業/各機関の評価や政策立案等の参考の一つとして活用するため、研究費ごとに体系的番号を付与することとされています。

本委託研究により得た研究成果を発表する場合には、発表等に際しては、本委託研究の成果である旨及び体系的番号（契約書に記載の研究課題番号）を明示してください。

本公募要領に関するお問い合わせ先

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー13階
内閣府食品安全委員会事務局 評価第一課 調査・研究係
電 話：03-6234-1119、又は-1123
M a i l：fscj-research.v3m@cao.go.jp

下記Ⅰ～Ⅲ及びⅣ（１）の研究事業について公募を行います。

なお、調査事業については、令和 9 年 4 月以降、総合評価落札方式による一般競争入札を行います。入札の実施については、食品安全委員会ウェブサイト・SNS 及び政府電子調達システム（GEPS）により、お知らせします。競争入札の参加には、全省庁統一資格（役務の提供等（調査・研究）、A、B、C 又は D）が必要です。

※ 入札公告中の調査課題については、[調達ポータル](#)にて詳しい情報がご覧になれます。

食品健康影響評価技術研究及び食品安全確保総合調査の優先実施課題（令和 9 年度）

（令和 8 年 7 月 21 日 食品安全委員会決定）

食品安全委員会は、10 年先の食品安全行政のあるべき姿を想定しつつ、来る 5 年の間に委員会が推進すべき研究・調査の方向性を明確にするためにロードマップ^{※1}を策定し、食品健康影響評価技術研究事業及び食品安全確保総合調査事業を計画的・戦略的に推進している。

令和 9 年度において、研究事業^{※2}については、今後、具体的に実施が見込まれる食品健康影響評価の内容等を踏まえ、その的確な評価を確保する観点から特に重要と考えられる最新の科学的知見の収集・体系化及び評価方法の確立・改良を図るため、以下の課題を優先して実施するとともに、食品のリスク評価を担う若手の専門家の育成に向けて若手研究者を主任研究者とする研究課題を、一定数採択することとする。

調査事業^{※3}については、研究事業との連携を図りつつ、食品健康影響評価に資する国内外の情報収集等について、以下の課題を優先して実施することとする。

※ 1 食品の安全性の確保のための研究・調査の推進の方向性（ロードマップ）

（参考）<https://www.fsc.go.jp/chousa/roadmap.html>

※ 2 食品健康影響評価技術研究：競争的研究資金制度によって研究課題の公募を行い、リスク評価ガイドライン、評価基準の策定等に資する提案公募型の委託研究を実施。

（参考）<https://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/>

※ 3 食品安全確保総合調査：原則として総合評価落札方式による一般競争入札により調査実施機関を選定したうえで、所掌する事務を遂行するために情報収集等の調査を実施。

（参考）<https://www.fsc.go.jp/chousa/sougouchousa/>

Ⅰ ロードマップに位置付けられた研究・調査課題

Ⅰ-1 新興及び既存のハザードのリスクの評価に向けた特性評価・ばく露に関する科学的知見の集積

A 研究事業

（１）食品中の化学物質・汚染物質のばく露と健康影響に関する研究

- ① 近年、欧米や国際機関の評価書において引用されている飲料水を主要なばく露源とする無機ヒ素の健康影響が、食品を主要なばく露源とする我が国においても観察されるかどうか明らかにするため、国内の既存のコホート集団を活用し、虚血性心疾患及び糖尿病等をエンドポイントとした疫学研究を実施する。無機ヒ素及び有機

ヒ素のばく露指標としては、食事摂取頻度調査に基づく推定摂取量及び生体試料中の濃度とすることが望ましい。

② 有機フッ素化合物（PFAS）について、以下に示す機序等の解明に関する研究を実施する。

- ・ 動物実験の結果からヒトでの摂取量に換算する用量推計モデルの構築に資する研究
- ・ ヒトにおける半減期等、人の体内動態の解明に資する研究を含め、ヒト血清/血漿濃度から摂取量・ばく露量を推計する用量推計モデルの構築に資する研究
- ・ 国内の PFAS 摂取量・ばく露量の分布把握に資する研究（例：高ばく露の個人や集団を含めた摂取・ばく露経路の推定、食品を含めた PFAS にばく露され得る媒体における PFAS 濃度等）
- ・ PFAS 摂取量・生体指標・健康影響の関連を検討する研究

※「有機フッ素化合物（PFAS）」について、評価書を公表していますので参照してください。

https://www.fsc.go.jp/osirase/pfas_health_assessment.html

B 調査事業

（１）農薬の再評価に係る諸外国の状況調査

農薬取締法に基づき農薬の再評価制度が導入されたことを踏まえ、再評価が予定されている農薬の効率的な評価の検討に資するため、既に同様の制度が導入されている諸外国におけるこれらの農薬の再評価の状況等（環境中で生成される農薬の代謝物又は分解物を含む）について、情報の収集及び整理等を実施する。

（２）新開発食品の諸外国の状況調査

将来的に安全性確認が必要となる新開発食品（遺伝子組換え食品及びゲノム編集食品を含む）に存在する課題と諸外国における評価の状況等（評価手法も含む）について、情報の収集及び整理等を実施する。

I-2 健康影響発現メカニズムを踏まえた新たな評価系の構築

A 研究事業

（１）食品中の化学物質・汚染物質の健康影響発現メカニズムに関する研究

- ① 食品中のヒ素等のばく露による健康影響について、体内動態等を含めた毒性発現メカニズムに関する研究を実施する。
- ② 化学物質・汚染物質のリスク評価において、毒性には至らないが免疫応答をはじめとする様々な生理的变化をエンドポイントとする事例が見られている。化学物質等のばく露による、免疫応答などの生理的变化や腸内細菌叢などのマイクロバイオーーム※への影響等と、健康との関連に関する研究を実施する。

※ FAO におけるマイクロバイオーームの取組

- ・ 食品添加物、腸内細菌叢および宿主の相互作用に関する研究の現状（2025 年）
<https://openknowledge.fao.org/handle/20.500.14283/cd5128en>
- ・ 食品安全における化学物質リスク評価に関する腸内細菌叢についての FAO 技術会議（2024 年）
<https://openknowledge.fao.org/handle/20.500.14283/cd1399en>

- ・ 食品安全の未来について考える-先見レポート（2022 年）
§7 マイクロバイオーム、食品安全の観点から
<https://openknowledge.fao.org/handle/20.500.14283/cb8667en>

（２）食品により媒介される微生物等*の特性及びその健康影響に関する研究

食品により媒介される微生物等に係るヒトへの健康影響評価において、フードチェーンの様々な段階における対象微生物等の動態、すなわち宿主や環境中での分布、交差汚染を含む新たな汚染の発生、菌数の増減は、評価結果に大きな影響を与える一方、実際に入手可能なデータは限られている。特に、カンピロバクターなど少量の菌数で食中毒を起こす微生物の場合には、微生物側とヒト側の要因との相関の分析も重要となる。

このため、生産から喫食までのいくつかの段階を対象に、現実に近い微生物動態モデルを構築するとともに利用可能なデータの収集を行う、もしくは、対策を含む入力変

数、データ等の条件の変動による評価モデル結果の影響を分析することにより、微生物等による食品健康影響評価手法の発展に資する研究を実施する。

- ※ 「食品により媒介される微生物等に係る食品健康影響評価指針（令和４年（2022 年）６月食品安全委員会決定）」において、微生物（細菌、ウイルス、原虫）及び原虫以外の寄生虫を「微生物等」と定義している。

（３）新たなアプローチによる評価方法（NAMs）の活用に関する研究

食品を介したヒトへの健康影響を評価する方法について、不足データの補完、メカニズムの知見、ヒトへの外挿性、実験動物の使用の削減等の改善に資するため、*in vitro*（オミクス、細胞、MPS 等）、*in silico*（(Q)SAR、リードアクロス等）その他の新たなアプローチによる評価方法が国際機関等において用いられている。欧米等の評価書等を参考にして、今後の食品健康影響評価への活用に向けた研究を実施する。

I-3 食品健康影響評価の発展を支える連携及び基盤の整備

B 調査事業

（１）効果的なリスクコミュニケーションの基盤となる食品安全に対する認知・関心の経時的な動向把握に関する調査

情報提供やコミュニケーションの優先度が高い食品安全上の話題を明らかにし、社会的な関心も考慮したリスクコミュニケーションの基盤となる情報を得るため、食品安全に関する国民のリスク認知やリテラシーの実態を把握する調査（以下「本調査」という。）を実施する。

現在、食品健康影響評価技術研究「食品安全に関する国民の意識の推移を把握するための手法の確立に向けた基礎的調査」（研究期間：令和７～８年度）が実施されており、適切な調査手法・設計の考え方、調査項目の素案が示される予定である。

本調査はこの研究結果を踏まえ実施することとする。本調査は、令和９年度にとった手法により毎年度動向を把握するものである。なお、調査項目については、上記素案を基点としつつ、時間経過に伴う食品安全に対する意識や生活スタイルの変化、新規ハザードの出現等の実態を踏まえて、本調査の開始に先立ち、食品安全及び社会調査の専門家等で構成される有識者検討会で整理することを想定している。

Ⅱ その他の研究・調査課題

(1) 研究者からの提案に基づく研究

上記の研究課題以外の食品健康影響に関する研究について、幅広く研究者からの提案を求め、その中からリスク評価に有用な研究課題を採択し、研究を実施する。

(2) 緊急性の高い食品健康影響評価に関する研究・調査

上記の研究課題のほか、食品安全委員会が必要かつ緊急性があると認める課題又はリスク評価業務の支援に資する課題について、研究・調査を実施する。

Ⅲ 食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠

食品健康影響評価の的確かつ継続的な推進に向けて、将来の食品のリスク評価を担う専門家を育成することを目的として、研究事業の中で、若手研究者^{※1}を主任研究者とする研究課題^{※2}を一定程度採択する。研究課題については、Ⅰを含め広く食品健康影響評価に関するものを対象とする。

※1 現時点の若手研究者の定義

令和9年4月1日時点において、年齢が、男性の場合は満40歳未満の者（昭和62年4月2日以降に生まれた者）、女性の場合は満43歳未満の者（昭和59年4月2日以降に生まれた者）、又は博士号取得後10年未満の者。ただし、男女を問わず産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満40歳未満又は満43歳未満の制限に、その日数を加算することができる。

※2 若手研究者に該当しない者は、研究費の配分を受けない研究協力者となることは可能だが、分担研究者として研究費の配分を受けることはできない。

評価項目及び評価基準

（注：食品安全委員会食品健康影響評価技術研究の評価に関する指針（平成 23 年 2 月 7 日調査・研究企画調整会議決定）の第 2 の 2 に言及する評価項目及び評価基準から転記した。）

（事前評価）

評 価 項 目		評 価 基 準
I	研究の必要性	研究領域の趣旨に沿った研究内容となっているか評価する。 1 食品健康影響評価に関する研究であること 2 研究内容の科学的、技術的意義について 3 関連する研究の実施状況を踏まえ、独創性、新規性等について
II	研究の妥当性	以下の点に関する研究体制及び研究計画、研究遂行の妥当性について評価する。 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 主任研究者等の既往の成果、能力 3 研究の計画、方法 4 研究の実施期間における遂行の可能性 5 費用対効果
III	期待される研究成果の有用性	期待される研究成果の活用性とその有用性について評価する。 1 既往の成果、研究手法等を勘案し、研究目標の実施期間内における達成可能性について 2 食品健康影響評価への貢献等の可能性について 3 研究の成果の発展可能性について

（中間評価）

評 価 項 目		評 価 基 準
I	研究の妥当性	以下の点に関する評価時点における妥当性、今後の研究体制及び研究計画の妥当性について評価する。 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 研究の計画、方法 3 研究の実施期間における遂行可能性 4 費用対効果
II	期待される研究成果の有用性	評価時までの目標の達成度及び期待される研究成果の活用性とその有用性について評価する。 1 研究目標の実施期間内における達成の可能性について 2 食品健康影響評価への貢献等の可能性について 3 評価時までの論文（投稿中のものを含む）、特許（申請中のものを含む）、学会発表等の研究の成果について

(事後評価)

評 価 項 目		評 価 基 準
I	研究の妥当性	以下の点に関する研究終了時までの研究計画（事前・中間評価での指摘事項が適確に反映されたかを含む）の妥当性について評価する。 1 研究の体制（主任研究者、分担研究者の役割分担） 2 研究の計画、方法 3 研究の実施期間 4 費用対効果
II	研究目標の達成度	研究目標の達成度について評価する。 1 研究開始時までの成果と実施した研究手法を勘案し、当初設定した研究目標の達成度について 2 論文（投稿中のものを含む）、特許（申請中のものを含む）、学会発表等の研究の成果について
III	研究成果の有用性	食品安全分野における研究成果の活用性とその有用性について評価する。 1 食品健康影響評価への貢献等について 2 科学的、社会・経済的意義について 3 今後の研究の発展性について

e-Rad による応募について

1 e-Rad について

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの略称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものであり、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセスをオンライン化する府省横断的なシステムをいいます。

2 e-Rad の操作方法に関するお問い合わせ先

e-Rad の操作方法に関するお問い合わせは、下記のヘルプデスクにて受付けます。

e-Radのポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）のほか、「よくある質問と答え（FAQ）ページ」もよく御確認の上、お問い合わせください。なお、審査状況、採否に関するお問い合わせには一切回答できません。

○ ポータルサイト：<https://www.e-rad.go.jp>

○ 食品安全委員会ウェブサイト(参考)：<https://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/>

(参考：お問い合わせ先一覧)

e-Radの操作方法について	府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ヘルプデスク	0570-057-060（ナビダイヤル） （受付時間帯） 9:00～18:00(※) （ナビダイヤルが御利用になれない場合は 03-6631-0622におかけください。）
制度・事業及び応募書類作成・提出に関する手続き等について	内閣府食品安全委員会事務局 評価第一課 調査・研究係	03-6234-1119又は1123（直通） （受付時間帯） 9:30～12:00、13:00～16:00(※) e-Mail : fscj-research.v3m@cao.go.jp

※土・日・祝日を除く。

3 e-Radの利用に当たっての留意事項

(1) e-Radによる応募

ポータルサイトから行ってください。操作方法に関するマニュアルは、ポータルサイトから参照又はダウンロードすることができます。利用規約に同意の上、応募してください。

(2) e-Radの利用可能時間帯

平日、休日ともに0：00～24：00です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Rad の運用を停止することがあります。e-Rad の運用を停止する場合は、ポータルサイトにてあらかじめお知らせします。

(3) 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、「主任研究者」及び「主任研究者が所属する研究機関」並びに「分担研究者」及び「分担研究者が所属する研究機関」が、応募時までe-Radに登録されている必要があります。

研究機関の登録方法については、ポータルサイトを参照してください。登録手続に日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続を行ってください。

さい。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。（ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。）

（４）研究者情報の登録

研究課題に応募する主任研究者及び研究に参画する分担研究者は研究者情報を登録し、システムログインID及びパスワードを取得することが必要となります。研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。

（５）個人情報の取扱い

応募書類に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理及び管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む。）することがあります。

４ e-Radで応募書類を提出する際の留意事項

（１）応募書類様式のダウンロード

本事業の内容を確認の上、以下URLから所定の様式をダウンロードしてください。
https://www.fsc.go.jp/chousa/kenkyu/kenkyu_koubo/kenkyu_r9_kouboyouryou.html

（２）ファイル種別

電子媒体の様式は、e-Radにアップロードする前にPDF形式に変換する必要があります。PDF変換はログイン後のメニューから行ってください。また、同じくメニューから変換ソフトをダウンロードし、パソコンへインストールしてお使いいただくこともできます。外字や特殊文字を仕様した場合、文字化けする可能性がありますので、変換されたPDFファイルの内容を必ず確認してください。利用可能な文字については、研究者向け操作マニュアルを参照してください。

（３）画像ファイル形式

応募書類に貼り付ける画像ファイルの種類は、「GIF」、「BMP」、「JPEG」又は「PNG」形式としてください。それ以外の画像データ（例えば、CADやスキャナ、PostScriptやDTPソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等）を貼り付けた場合、正しくPDF形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、研究者向け操作マニュアルを御参照ください。

（４）ファイル容量

e-Radにアップロードできるファイルの最大容量は10MBです。

（５）応募書類のアップロード

応募書類は、各様式をPDF形式に変換し、1つのファイルにまとめた上でe-Radにアップロードしてください。

（６）所属機関の承認

「主任研究者」から所属機関にe-Radで申請した段階では応募は完了していません。所属機関の承認手続を必ず行ってください。

(7) 受付状況の確認

応募書類の受理確認は、e-Radの「受付状況一覧画面」から行うことができます。
応募受付期間終了時点（令和8年10月6日（火）17時00分）で、「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関処理中」又は「受理済」となっていない場合は、応募は無効となります。受付締切日までに「配分機関処理中」にならなかった場合は、所属機関へ至急連絡してください。

(8) 提出後の応募書類の修正

いったん提出した応募書類を修正するには、受付期間内に「引戻し」操作を行い、修正した後に再度提出する必要があります。具体的な操作については、研究者向け操作マニュアルを御参照ください。

(9) その他

上記以外の注意事項や内容の詳細については、ポータルサイトに掲載しておりますので、御確認ください。

(注1) 応募書類はe-Radによる提出のみを受け付けることとし、紙媒体での提出は不要とします。

(注2) 応募受付期間終了間際はe-Radのシステム負荷が高く、申請に時間がかかる、完了できない等のトラブルが発生する場合がありますので、応募書類の作成には時間的余裕を十分にとって申請を完了してください。

研究計画調書

番号	令和9年度公募課題における該当項目（※別紙1に基づき記載すること）	若手育成枠

研究課題名			
研究種目等			
研究期間	令和9年度 ～ 令和 年度（ 年間）		
分野			
分科			
細目			
細目表 キーマント			
細目表以外 のキーマント			
主任研究者 氏名	(フリガナ)		
	(漢字等)		
研究者番号			
所属研究機関			
部局			
職名			
住所	〒		
電話番号			
E-mail			
経理事務 担当者氏名		経理担当部局 名・連絡先等	電話番号： E-mail：
分担研究者 氏名	(フリガナ)		
	(漢字等)		
研究者番号			
所属研究機関			
部局			
職名			
住所	〒		
電話番号			
E-mail			
経理事務 担当者氏名		経理担当部局 名・連絡先等	電話番号： E-mail：

※分担研究者は人数に応じて適宜記入欄を追加すること。

各年度別経費内訳

<全体分>

(単位：千円)

大項目		中項目	9 年度	10 年度	11 年度	計
直接経費	1. 物品費	設備備品費				
		消 耗 品 費				
	2. 旅 費	旅 費				
	3. 人件費・謝金	人 件 費				
		謝 金				
	4. その他	外 注 費				
そ の 他						
間接経費 (上記経費の 30%以内)						
合 計						

(注) 不要な年度の記入欄には、斜線を引くこと。

<主任研究者分>

(単位：千円)

大項目		中項目	9 年度	10 年度	11 年度	計
直接経費	1. 物品費	設備備品費				
		消耗品費				
	2. 旅 費	旅 費				
	3. 人件費・謝金	人 件 費				
		謝 金				
	4. その他	外 注 費				
そ の 他						
間接経費 (上記経費の 30%以内)						
合 計						

< 分担研究者分 : ○○ ○○ >

(単位 : 千円)

大項目		中項目	9 年度	10 年度	11 年度	計
直接経費	1. 物品費	設備備品費				
		消 耗 品 費				
	2. 旅 費	旅 費				
	3. 人件費・謝金	人 件 費				
		謝 金				
	4. その他	外 注 費				
そ の 他						
間接経費 (上記経費の 30%以内)						
合 計						

(注) 分担研究者分の記入欄は、分担研究者の人数に応じて適宜追加すること。

研究組織（主任研究者及び分担研究者）

	氏名（年齢） 研究者番号	所属研究機関 部局 職名	現在の専門 学位（最終学歴） 役割分担	初年度 研究経費 （千円）	エフ ォ ート （%）
主任 研究者					
分担 研究者					
計　〇名			研究経費合計		

委託研究の実施体制（研究項目別に記載）

研究項目ごとに責任者（主任研究者又は分担研究者）、研究協力者、研究参加者の氏名、研究機関名・所属・役職名、実施内容を一覧にまとめ、体制図を添付してください。

研究項目 No.	研究機関名・所属・役職名	氏名	実施内容

体制図

応募内容ファイル

1 研究目的

本欄には、研究の背景及び具体的な目的について、冒頭にその概要を記入した上で、適宜文献を引用しつつ記入してください。
なお、概要については、審査の際に使用するほか、採択が決定した際に食品安全委員会ウェブサイト等で公表します。

また、次の点については、項目を分けた上で具体的かつ明確に記入してください。

- ① リスク評価への必要性及びリスク評価に期待される効果
- ② 達成目標（研究全体を俯瞰し、研究期間内に何をどこまで明らかにするかを箇条書き形式で記入してください。この達成目標は、中間評価及び事後評価の際に利用されます。）
- ③ 得られた成果をいつどのような方法で公表する予定であるかを記入してください。

（概要）（※300字以内）

（本文）（※800字以内）

（リスク評価への必要性及びリスク評価に期待される効果）（※600字以内）

（達成目標）（※目標毎に100字以内）

（得られた成果の公表）

2 研究計画・方法

本欄には、研究目的を達成するための具体的な研究計画及び方法について、冒頭にその概要を簡潔にまとめて記入した上で、年度毎の計画に分けて（単年度の計画の場合は当該年度のみ）、各研究項目の責任者（主任研究者又は分担研究者）を明記し、その進捗予定がわかるように具体的かつ明確に記入してください。研究計画を遂行するための研究体制について、主任研究者及び分担研究者の具体的な役割や分担して研究することの必要性・妥当性についても記入してください。また、研究協力者又は研究参加者の具体的な協力又は参加内容についても記入してください。（※図表を含めてA4サイズ2枚。ただし、必要に応じて1枚追加すること（計3枚以内とすること）は可能。）

（概要）

3 研究業績

本欄には、これまでに発表した論文、著書、産業財産権（特許出願番号等）、招待講演のうち、本研究に関連するものを選定し、researchmap からコピーするなどの方法により、現在から順に発表年次を過去にさかのぼって記入してください。なお、学術誌へ投稿中の論文を記入する場合は、掲載が決定しているものに限ります。

研究業績については、主に過去 5 年間の業績を中心に記入してください。ただし、それ以前の業績であっても、本研究に深く関わるものやこれまでに発表した主要な論文等を記入しても構いません。

例えば発表論文の場合、論文名、著者名、掲載誌名、査読の有無、巻、最初と最後の頁、発表年（西暦）について記入してください。以上の各項目が記入されていれば、項目の順序を入れ替えても構いません。著者名が多数にわたる場合は、主な著者を数名記入し以下を省略（省略する場合、その員数と、掲載されている順番を○番目と記入）しても可とします。

4 研究費の応募・受入等の状況・エフォート

本欄には、本応募課題の主任及び分担研究者の応募時点における、（１）応募中の研究費、（２）採択されている研究費、（３）その他の活動について、次の点に留意し記入してください。なお、複数の研究費を記入する場合は、線を引いて区別して記入してください。

- ① 「エフォート」欄には、年間の全仕事時間を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施等に必要となる時間の配分率(%)を記入してください。
- ② 「応募中の研究費」欄の先頭には、本応募研究課題を記入してください。
- ③ 「(3) その他の活動」欄には、(1) 応募中及び(2) 採択されている研究費による研究活動以外の職務として行う研究活動や教育活動等のエフォートを記入してください。
- ④ 下記(1)、(2)、(3)のエフォートの合計は100%にしてください。
- ⑤ 必要に応じて行を挿入してください。また、不要な行は削除してください。

＜主任研究者＞

(1)応募中の研究費(令和〇年〇月〇日時点)

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (主任研究者氏名)	役割 (主任・分担の別)	当該年度の 研究経費 (期間全体の額) (千円)	エフォート(%)	研究内容の相違点及び他の研究費に加えて本応募研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】 (R9 ～ R)	()		()		(総額 千円)
	()		()		(総額 千円)

(2)採択されている研究費(実施中の研究費・実施予定の研究費)(令和〇年〇月〇日時点)

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (主任研究者氏名)	役割 (主任・分担 の別)	当該年度の 研究経費 (期間全体の額) (千円)	エフォ ート(%)	研究内容の相違点及び他 の研究費に加えて本応募 研究課題に応募する理由
	()		()		(総額 千円)
	()		()		(総額 千円)

(3)その他の活動 エフォート: 0%

<分担研究者>

(1) 応募中の研究費(令和〇年〇月〇日時点)

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (主任研究者氏名)	役割 (主任・分担 の別)	当該年度の 研究経費 (期間全体の額) (千円)	エフォー ト(%)	研究内容の相違点及び他 の研究費に加えて本応募 研究課題に応募する理由
【本応募研究課題】 (R 9 ～R ・)	()		()		(総額 千円)
	()		()		(総額 千円)

(2) 採択されている研究費(実施中の研究費・実施予定の研究費)(令和〇年〇月〇日時点)

資金制度・研究費名 (研究期間・配分機関等名)	研究課題名 (主任研究者氏名)	役割 (主任・分担 の別)	当該年度の 研究経費 (期間全体の額) (千円)	エフォー ト(%)	研究内容の相違点及び他 の研究費に加えて本応募 研究課題に応募する理由
	()		()		(総額 千円)
	()		()		(総額 千円)

(3) その他の活動 エフォート: 〇%

5 これまでに受けた研究費とその成果等

本欄には、主任研究者及び分担研究者がこれまでに受けた研究費（所属研究機関より措置された研究費、府省・地方公共団体・研究助成法人・民間企業等からの研究費等。なお、現在受けている研究費も含む。）による研究成果等のうち、本研究の立案に生かされているものを選定し、当該資金制度とそれ以外の研究費に分けて、次の点に留意してください。

- ① それぞれの研究費毎に、資金制度名、期間（年度）、研究課題名、研究代表者又は研究分担者の別、研究経費（直接経費）を記入の上、研究成果及び中間・事後評価（当該研究費の配分機関が行うものに限る。）結果を簡潔に記入してください。
- ② 当該資金制度とそれ以外の研究費は区別して記入してください。

（例）

資金制度名：

期間（年度）： 年度～ 年度

研究課題名：

研究代表者又は研究分担者の別：

研究経費（直接経費）： 千円

研究成果及び中間・事後評価結果：

6 倫理面への配慮

本欄には、研究対象者に対する人権擁護上の配慮、研究方法による研究対象者に対する不利益、危険性の排除や説明と理解（インフォームド・コンセント）に関わる状況、実験動物に対する動物愛護上の配慮などについて、所属機関の規定や審査の有無等を含め記入してください。倫理面の問題がないと判断した場合には、理由と併せてその旨記入してください。

7 研究経費の費目別内訳

当該研究計画に必要な研究経費について、年度別に以下記載の費目毎に品名（事項）及び金額（千円単位）を記入してください（千円未満の端数は切り捨ててください）。3年間以上の研究の場合は、費目ごとに適宜行を追加の上記入してください。

若手研究者の自発的な研究活動等に係る人件費、大学院生（特に博士課程（後期）学生）に対する RA 経費、主任研究者の人件費及び主任研究者の研究以外の業務の代行に係る経費（パイアウト経費）の支出を計画している場合は、各費用を記入してください。また、主任研究者の人件費の支出に関しては、適正執行のための体制整備状況、学内規程及び活用方針を提出してください。

<主任研究者>

(1) 設備備品費

年度	品名・仕様（数量×単価）	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

※耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品で、本委託研究で使用するものに限りします。

使用する期間が短期間で、レンタル、リース等により委託期間中の支払総額が、購入金額を下回る場合には、経済性の観点からそれらの方法を選択してください。リース等により調達した物品のリース料等については、委託期間中のリース等に要する費用のみ計上することができます。（リース等に要する費用は「（5）その他」に計上してください。）。

なお、物品を購入又はリースする場合は、契約書の物品購入計画又は物品リース計画に事前に記載することになりますので、その際に購入又はリースになった理由を確認させていただきます。

(2) 消耗品費

年度	品名	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

(3) 人件費・謝金

年度	事項	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

(4) 旅費

年度	事項	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

(5) その他※

年度	事項	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

※外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）及び消費税相当額をいいます。

※物品をリース等で調達する場合、リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上としてください。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、事業終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。

<分担研究者：〇〇 〇〇>

(1) 設備備品費

年度	品名・仕様（数量×単価）	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

※耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上の物品で、本委託研究で使用するものに限りします。

使用する期間が短期間で、レンタル、リース等により委託期間中の支払総額が、購入金額を下回る場合には、経済性の観点からそれらの方法を選択してください。リース等により調達した物品のリース料等については、委託期間中のリース等に要する費用のみ計上することができます。（リース等に要する費用は「（5）その他」に計上してください。）。

なお、物品を購入又はリースする場合は、契約書の物品購入計画又は物品リース計画に事前に記載することになりますので、その際に購入又はリースになった理由を確認させていただきます。

(2) 消耗品費

年度	品名	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

(3) 人件費・謝金

年度	事項	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

(4) 旅費

年度	事項	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

(5) その他※

年度	事項	金額（千円）
9		
	計	
10		
	計	

※外注費、印刷製本費、会議費、通信運搬費、光熱水料、その他（諸経費）及び消費税相当額をいいます。

※物品をリース等で調達する場合、リース料算定の基礎となるリース期間は、原則、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた期間（法定耐用年数）又はそれ以上としてください。そのリース期間が事業期間を上回り、事業終了後も使用する場合は、事業終了後にかかるリース費用については、自己負担になります。

「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」の応募者用様式

「食品健康影響評価を担う若手専門家の育成枠」への応募者は、以下の該当するチェック欄にチェックを付け、応募条件の年月日等を記入の上、該当する添付書類を添付してください。

主任研究者（令和 9 年 4 月 1 日時点）

チェック欄	応募条件	添付書類
	男性の場合は満 40 歳未満の者、女性の場合は満 43 歳未満の者 (生年月日： 年 月 日)	生年月日が確認できる公的書類の写し
	上記以外で、博士号取得後 10 年未満の者 (博士号取得日： 年 月 日)	博士号取得の年月日が確認できる書類
	産前・産後休業又は育児休業をとった者 (加算する日数： 日)	産前・産後休業又は育児休業の取得日数が確認できる所属機関の証明書等（様式自由）

※ 応募条件

令和 9 年 4 月 1 日時点において、主任研究者の年齢が、男性の場合は満 40 歳未満の者（昭和 62 年 4 月 2 日以降に生まれた者）、女性の場合は満 43 歳未満の者（昭和 59 年 4 月 2 日以降に生まれた者）、又は博士号取得後 10 年未満の者。ただし、産前・産後休業又は育児休業をとった者は、満 40 歳未満又は満 43 歳未満の制限に、その日数を加算することができる。